



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 5 月 25 日 (月曜日) 第 108 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1
- 民有林の保安林の指定の解除予定 (自然環境課) 1
- 海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び関係地区又は地元地区 (水産政策課) 1

頁

- 道路の区域の変更 (2件) (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (2件) (") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (5件) (農村整備課) 2

企 業 局 公 告

- 入札公告の取消 (5) 5

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等の検定の実施について (5) 5

告 示

宮崎県告示第 410号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
水田内科医院	西都市小野崎 1 丁目26番地	令和 2 年 4 月 21 日
株式会社みどり薬局	西都市小野崎 1 丁目55番地	令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県告示第 411号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6344-10
- 民有林の保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 412号

漁業法 (昭和24年法律第 267号。以下「法」という。) 第11条第1項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定

める。

なお、本件告示は、法第22条第1項の規定による漁業権の変更に係るものである。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免許予定日
令和 2 年 9 月 1 日
- 申請期間
令和 2 年 6 月 15 日から令和 2 年 7 月 31 日まで
- 免許期間
免許の日から令和 5 年 8 月 31 日まで
- 免許の内容たるべき事項及び関係地区又は地元地区別冊のとおり

宮崎県告示第 413号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	327号	日向市東郷町八重原字荒内1175番3地先から同市同町八重原同字1175番3地先まで	旧	20.9~22.4	20.9
				新	26.4~39.8	20.9

宮崎県告示第 414号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字滝ノ内2687番1地先から同郡同町南郷水清谷同字2687番1地先まで	旧	10.2～ 13.6	14.5
				新	15.7～ 22.0	14.5

宮崎県告示第 415号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町八重原字荒内1175番3地先から同市同町八重原同字1175番3地先まで	令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県告示第 416号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 25 日から同年 6 月 8 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎	令和 2 年 5 月 25 日

			葉村大字松尾字小ヶ倉 975番2地 先から同郡同村同大字同字 975番37地先まで	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 417号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 松の平下地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と標柱 2 号を平成 8 年宮崎県告示第 423号で指定した第16号に掲げる土地の境界線にそって結んだ線、標柱 2 号から標柱 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号から標柱 5 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字鶴 191番 6
2	” ” ” ” 233番 1
3	” ” ” 字小村園 254番 1
4	” ” ” 字鶴 188番 3
5	” ” ” 字鶴 189番 2

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 5 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	齋 藤 一 利	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 1
理 事	水 野 修	宮崎市大字石崎 3 丁目 4 番地 12

理 事	日 野 政 利	宮崎市佐土原町下那珂79番地 1
理 事	福 田 光 洋	宮崎市大字島之内9431番地 1 ラフレシール 104号
理 事	外 山 祐 希	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 117
監 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
監 事	伊 東 正 博	宮崎市佐土原町下田島 20444番地 3 県営ひかりヶ丘C団地 101棟 106号

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	大久保 康 一	宮崎市佐土原町下那珂 118番地
理 事	後 藤 明 夫	宮崎市佐土原町下那珂3376番地 2
理 事	近 藤 章	宮崎市佐土原町下那珂2062番地 1
理 事	伊 東 利 夫	宮崎市佐土原町下那珂1114番地 2
監 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
監 事	齋 藤 一 利	宮崎市佐土原町下那珂3966番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	押 川 安 雄	宮崎市古城町後藤寺迫6386番地
理 事	奥 野 増 博	宮崎市古城町古城6170番地 1

理 事	久米田 重 行	宮崎市古城町持田5012番地 2
理 事	鬼 塚 高 幸	宮崎市北川内町垂水西ノ前6144番地 2
理 事	押 川 俊 雄	宮崎市古城町長田5803番地
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
監 事	成 合 美 敏	宮崎市古城町時雨3903番地 1

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	奥 野 安 美	宮崎市古城町後藤寺迫6397番地 1
理 事	長 友 浩	宮崎市古城町相ヶ迫4854番地
理 事	奥 野 悟	宮崎市古城町古城6153番地
理 事	櫻 川 安 伸	宮崎市古城町桜町7344番地
理 事	戸 高 義 誉	宮崎市古城町長田5845番地
監 事	奥 野 忠 良	宮崎市古城町後藤寺迫6322番地
監 事	鬼 塚 健 太	宮崎市古城町山ノ城5723番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	黒 田 和 夫	宮崎市古城町古城6193番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	染 矢 武 久	宮崎市清武町船引4518番地14
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
監 事	貴 島 隆 敏	宮崎市大字細江4673番地

（任期：令和5年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	貴 島 武	宮崎市大字細江4744番地
理 事	野 崎 忠 善	宮崎市清武町船引4006番地 1
理 事	戸 高 厚	宮崎市古城町長田5849番地
理 事	高 橋 研 三	宮崎市大字細江3350番地
理 事	黒 田 和 夫	宮崎市古城町古城6193番地
監 事	杉 田 眞 敏	宮崎市古城町馬場田5956番地
監 事	貴 島 隆 敏	宮崎市大字細江4673番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吉野堤内土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 越 美 敏	宮崎市大字吉野 874番地
理 事	川 野 孝 一	宮崎市大字堤内 269番地 2号
理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	井戸川 一 男	宮崎市大字吉野60番地
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	川 越 弘 光	宮崎市大字堤内 154番地
監 事	矢 野 久 人	宮崎市大字吉野 160番地
監 事	八 鳥 満 宏	宮崎市大字堤内 121番地

（任期：令和6年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 越 章 嗣	宮崎市大字吉野 115番地 1
理 事	川 越 武 男	宮崎市大字堤内 115番地 2
理 事	川 越 美 敏	宮崎市大字吉野 874番地
理 事	川 野 孝 一	宮崎市大字堤内 269番地 2号
理 事	矢 野 忠 敏	宮崎市大字吉野 162番地
理 事	井戸川 一 男	宮崎市大字吉野60番地
理 事	川 越 学	宮崎市大字吉野 979番地
理 事	川 越 公 夫	宮崎市大字堤内 236番地
監 事	黒 木 利 美	宮崎市大字吉野 869番地 2
監 事	川 越 弘 光	宮崎市大字堤内 154番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 政 治	児湯郡木城町大字椎木4705番地
理 事	堀 田 計 一	児湯郡木城町大字高城3822番地 3
理 事	横 尾 公 啓	児湯郡木城町大字高城 203番地 7
理 事	坂 本 秀 徳	児湯郡高鍋町大字上江3807番地
理 事	橋 本 重 美	児湯郡高鍋町大字持田4167番地
理 事	上 野 光 正	児湯郡高鍋町大字持田3073番地 4
理 事	坂 本 弘 志	児湯郡高鍋町大字上江4647番地 1
理 事	小 嶋 秀 樹	児湯郡高鍋町大字北高鍋2671番地
理 事	永 友 祥 一	児湯郡高鍋町大字蚊口浦19番地 5
理 事	浦 叶	児湯郡高鍋町大字南高鍋7383番地 2

監事	黒木輝幸	児湯郡高鍋町大字上江4851番地17
監事	永岡雅人	児湯郡木城町大字椎木1731番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	永友定己	児湯郡高鍋町大字持田2967番地
理事	甲斐政治	児湯郡木城町大字椎木4705番地
理事	堀田計一	児湯郡木城町大字高城3822番地3
理事	野津原久嗣	児湯郡木城町大字高城112番地
理事	坂本秀徳	児湯郡高鍋町大字上江3807番地
理事	橋本重美	児湯郡高鍋町大字持田4167番地
理事	坂本弘志	児湯郡高鍋町大字上江4647番地1
理事	小嶋秀樹	児湯郡高鍋町大字北高鍋2671番地
理事	永友祥一	児湯郡高鍋町大字蚊口浦19番地5
理事	浦叶	児湯郡高鍋町大字南高鍋7383番地2
理事	児玉洋一	児湯郡高鍋町大字上江8085番地
理事	横田学	児湯郡木城町大字椎木4592番地2
監事	黒木輝幸	児湯郡高鍋町大字上江4851番地17
監事	永岡雅人	児湯郡木城町大字椎木1731番地

企業局公告

入札公告の取消

次のとおり取り消します。

令和2年5月25日

宮崎県企業局長 井手義哉

令和元年12月26日付け掲載の入札公告「綾第二発電所大規模改良事業のうち発電所更新工事」を取り消します。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和2年5月25日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	1級	令和2年8月28日(金) 午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	令和2年8月27日(木) 午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

令和2年6月15日(月)から6月26日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受験資格認定書(1級検定申請者のうち検定規則

第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。